

地 方 病 関 連 資 料

1. 明治期の文書

人五十六百 梶原徳昭 薬袋 勝美米山達夫*

人六十六百 文

History of Schistosomiasis in Yamanashi

1. Several Documents in Meiji Period

Noriaki KAJIHARA, Masaru MINAI and Tatsuo YONEYAMA

筆者らは、「山梨地方病撲滅協力会」の要請により地方病関連資料の収集をおこなっている。

資料の収集は、百年余にわたって地方病（日本住血吸虫病）と闘い続けてきた人々の苦闘の歴史、病原発見から対策の確立に至る医学者の足跡、長期にわたって対策を実施してきた行政機関の努力などを後世に残すとともに、未だ本病に苦しんでいる東南アジア諸国の人々、本病撲滅を目指す人々に資することを目的としている。

従来から、山梨の地方病（日本住血吸虫病）に関する最古の文書は、明治14年（1881）春日居村戸長から県令藤村紫朗宛に提出された病因解明を訴える「御指揮願い」とされてきた。

しかし、資料収集の過程で、「御指揮願い」以前の明治7年（1974）に提出された2つの文書の存在が明かとなつた。また、春日居村に関する新たな資料も発見されたことから、今回は地方病の病因究明と対策の端緒となつたこれらの明治期の文書を中心に報告する。

資料1 能蔵池湧水の水質検査願い

以書付奉願上候

巨摩郡第二十三区下高砂村

当村之義ハ旧高五百九拾六石二斗二升六合戸七十三數ニシテ當時男百四拾人 女百七拾六人也 飲水之義ハ上高砂村地内釜無川通字毫番堤垣樋ヨリ同村上高砂 榎原徳永ノ四ヶ村耕地へ灌來候 然ル處野牛島村ニ字能蔵池ト称スル湧潭有之 其レヨリ湧出候水右四ヶ村合併堰へ加流混合ノ水ヲ當村 榎原徳永ノ三ヶ村人民呑水ニ用來候処 旧來男子他村ニ見競ベ 至テ孩提之内ニ而夭折スル者酷ダ 多ク亦六十有余ニ垂トスル者モ少シ 積角人員ニ照合シ男子少キ村方ニコレアリ 依テ推シ量ルニ能蔵水之故ニモ有之乎ト 且古ヨリ右ノ口實モ有之冀フ処

*元県厚生部予防課 S. 真琴

明治七年十一月三十日

西川藤三郎
(井上良光家文書 甲西町誌, 1973)

明治十七年五月廿六日 右衛生委員(公印) 梶山

小川敬英印

資料3 御診断願い(写真1)

御 診 断 願

東山梨郡春日居村

第三百三拾六番地 平民

八十吉 実父

小沢平右衛門

右ハ客歳五月ヨリ発病シ仕候付接近医師ノ診断ヲ受ケ服薬療養候トイエドモ何分快愉ニモ不及 目今ノ処ニテハ身体腫充シ水腫脹満ノ病症トモ被考候得ドモ素ヨリ貧困ノ身分ニ有之候得ハ名医ノ良薬ヲ乞フ不能然レドモ此併捨置候テハ該病ノ治スル目途モ無之日ニ増シ重症ニ立至(苦痛難堪慘状タリ)候場合ニ付 何卒衛生御助資ヲ以テ本県病院ノ御診察ヲ受ケ度奉存候間 何分ノ御施行至急被成下度其段奉懇願候也

右戸主 小澤八十吉 印

春日居村

衛生委員 御中

註:()内は下書き文書中の文

(県立図書館蔵)

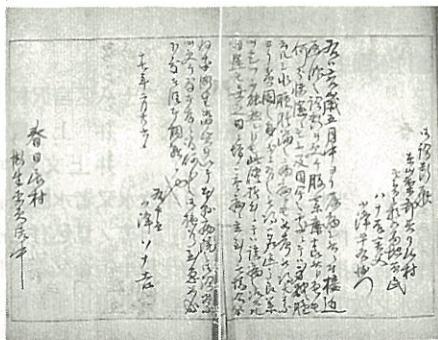


写真1

資料4 衛生試験上申書(写真2)

上 申 書

吉 錦 土 井 朝

東山梨郡春日居村

衛生委員

右者本村内旧小松組ニ於テ水腫脹満病ニ相罹リ候者は迄數見定候ニ付 本年三月中該原因御試験願上候処 即係官御出頭実地御検査被下其際御口達相成タル種類別紙ニ記シ且水壠壠ツツ相添申上候間御試験被下度此段上申仕候也

山梨県 衛 生 課 御 中

記

旧小松組戸数五十六戸 各戸農業
全人員三百三十一人 内 男 百六十五人
女 百六十六人

右年齢分ケ

一年未満	男四人	一年以上	男十七人
	女三人		女廿三人
五年以上	男廿六人	十五年以上	男十七人
	女十四人		女廿人
廿年以上	男十三人	廿五年以上	男十五人
	女十六人		女十九人
三十年以上	男十三人	三十五年以上	男十人
	女十人		女十六人
四十年以上	男十人	四十五年以上	男八人
	女六人		女六人
五十年以上	男五人	五十五年以上	男七人
	女六人		女三人
六十年以上	男九人	六十五年以上	男四人
	女六人		女八人
七十年以上	男三人	七十五年以上	男二人
	女五人		女三人
八十年以上	男一人	八十五年以上	男一人
	女一人		女一人

貧富之割合 —— 十中ノ四富六貧
常食穀物之部 —— 米 大小麦
蔬菜春冬之部 —— 芋 羅蓬 葱 牛蒡 明蘿蔔 潤菜 沢庵
蔬菜夏秋之部 —— 茄子 瓜 南瓜 夕顔 葱

(県立図書館蔵)

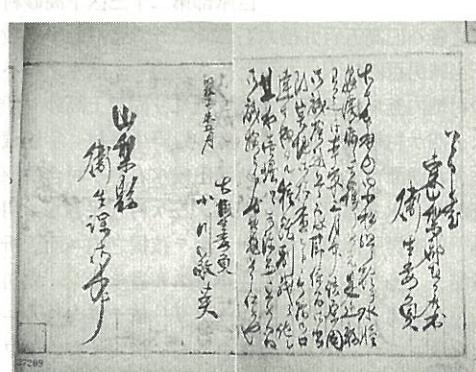


写真2

考　對照観察　歎封のうるいと
を表す。俗に「歎は前」、「歎は後」、「歎は中」、「歎は本」。

山梨の地方病（日本住血吸虫病）の歴史は古く、すでに文久年間(1861-63)には地域特有の「病氣」として広く知られていた。病氣を恐れその地を忌み嫌う気持ちを現した幾つかの口碑が今日に言伝えられているが、人々の間ではその症状から「水腫脹満」「腹っぽり」「腹っぷくれ」などと呼び慣わされていた。本病が「地方病」と呼称されるようになるのは明治20年以降であるが、それと並行して「水腫病」「腹水病」「肝臓肥大症」「脾臓肥大症」などの病名が使われていた。

中国湖南省では、発掘された2100年前のミイラから日本住血吸虫卵が検出され、すでにこの時代には本病が流行していたことが知られている。わが国においても、その起源は相当古いものと推測されるが、いつ頃から存在したのかは不明である。

この文書は、明治7年8月（1874）下高砂村（現八田村）から県令あてに出されており、『当村は、男140人、女176人ですが、飲み水は釜無川から引き入れ上高砂、榎原、徳永の耕地を灌漑した水と野牛島村の能蔵池の湧水とが混合した水を当村、榎原、徳永の3村では飲んでいます。昔から男は他村に較べて身体が小さく、早死にするもの甚多く、60歳以上の者も少ないなど、人数の割に男が少ない村です。これは、能蔵池の水が原因ではないかと考えます。

昔から能蔵池の湧水を除いて釜無の水のみ用いたいと考えていましたが、各村の事情によりそのままとなっています。村力での解決は困難なので、能蔵池湧水の良否の分析をお願いします。水質が有害ならば釜無の水だけを用いる旨御指揮下さい』と訴えている。

この文書には病名の記載はないが、住民が短命で、体の小さい者が著しく多いことなど地方病の特徴が表現されている。男が少ないと訴えについては、当時の人口、農作業状況など無病地との比較が必要であり、今後検討が必要と考えられる。

またこの訴えは、『嫁にはいやよ野生鳥は 能藏池蓑

『水飲むのつらさよ』という古来からの口碑を裏付ける文書としても重要なものである。

住民の苦悩を偲ばせるいくつかの口碑は、口から口に語り伝えられたものでありその確認は容易ではない。今日まで伝えられている口碑は、聞き書きという形式で残されたものであり、確認できた古いものでは、明治38年（1905）の東京医学会雑誌19巻3号に、古老からの話として『嫁にはいやよ…』の言伝えが、文久年間（1861-63）には既に住民に知られていたことが記載されている。

『水腫脹満茶碗のかけら』『(有病地)に嫁に行くには 棺桶を背負って行け』という口碑は、「山梨県に於ける日本住血吸虫病概要」(1928)に見られ、これらは昭和初期の有病地内で広く聞くことができたものと推測される。加藤龍雄(1940)は『嫁にはいやよ…』とともに『中の割に嫁に行くには 買って遣るぞや経帷子に棺桶』『龍地団子に嫁に行くには 棺桶を背負って行け』を民謡として記載している。また、「西郡史話」(中込松弥, 1967)によると、『武川(御勅使川から北の地域)に娘をくれるなら、お結納にゃ経帷子に棺桶』、『故郷でもいやだ野牛島は、能蔵池葦水飲むつらさよ』という口碑が昭和20(1945)年頃まであったことが記され、農村の貧困や過酷な労働のつらさがこれらの口碑として残されたのであろうという著者の解釈を記している。この記述は、地方病の視点を離れて聞き取った話だけに、口碑存在の信憑性は高いものと判断される。

資料2 宮沢村の移住願い

この資料は、同じく明治7年11月（1874）に宮沢村（現甲西町）から藤村県令あてに出された文書である。

ここには、『同年八月に飲み水のこと、水腫脹満が多いことの顛末を報告しましたが、調査結果を書面で提出するよう御達があったので報告します。当村は、悪水を使用しているためか、10年間の戸籍を調べましたが、明治6年の戸籍では僅か49戸の内で34～5人も減少しています。実に嘆かわしいことです。合村を仰せ付けのうえ一村場所替えの許可を戴きたいという一同の申し出がありましたので、是非お聞き届け下さい』という訴えがなされているが、8月の報告がどのような内容であったかは判っていない。

甲西町誌(1973)によると、宮沢村は明治10年(1877)の再上申で『降雨の節は、一瞬にして田圃、家屋が水没し、水面に村落を作っているようです。これに加えて平常は呑水がなく、濁り水を用いていたために水腫脹満の症が多く、村内一同は日夜心痛しています…』と重ねて

移住を訴えていることが記されているが、全容は不明である。

宮沢村付近は、近年まで僅かな降雨でも出水する冠水の常習地帯として知られていた地域であるが、それに加えて当時は水腫脹満の流行が重なり、住民に深刻な打撃を与えていた様子を読み取ることができる。

明治 20 年以前の地方病流行状況の記録は残されていないため、明治 43~44 年に県医師会付属の地方病研究部によって実施された臨床検査結果の一部を表 1 に示した。表に見られるように、下高砂村と徳永村（田之岡村に含まれる）、野牛島村と上高砂村（御影村）、宮沢村（五明村）には多数の患者が存在していた。この時期の春日居村の調査結果は残されていないが、隣接する岡部村、石和村の状況から、春日居村も同様であったものと推測される。

表 1 明治 43 年~44 年に実施された地方病研究部による臨床検査結果

旧町村名	患者数 / 検査数	%	症候別患者数		
			肝臓肥大	脾臓肥大	腹水
田之岡	42 / 1394	3.0	42	20	7
御影	502 / 1263	39.7	502	44	1
旭	433 / 1239	34.9	433	31	3
大草	333 / 975	34.2	333	35	1
登美	800 / 1447	55.3	783	(4)	4
塩崎	474 / 2197	21.6	474	30	2
五明	138 / 2226	6.2	138	59	6
南湖	94 / 3308	2.8	88	49	23
住吉	672 / 1788	37.6	672	29	9
大鎌田	373 / 1259	29.6	341	164	1
岡部	32 / 2403	1.3	32	10	3
石和	67 / 2381	2.8	67	9	0

「衛生展覧会解説」(1914) より抜粋

また、口碑に現れる中ノ割（旭村）、龍地、団子（登美村）、盆地中央部の（住吉村、大鎌田村、二川村）にも相当数の患者があり、甲府盆地における本病の流行状況を知ることができる。

資料 3 各御診断願い

この資料は、山梨県立図書館に郷土資料として保存されていたものである。

従来から、明治 14 年 (1881) 8 月 27 日付けで春日居村（戸長と衛生委員の連名）から県令藤村紫朗宛に提出された「御指揮願い」が、地方病に関する最古の文書と

され、内容およびその後の経過についても詳細に知られている。その経過は、加藤龍雄 (1940) : 「山梨県ニ於ケル日本住血吸虫病研究ノ沿革ト予防対策」に沿って表 2 にまとめた。

御指揮願いの原本は行方不明であるが、『本村小松組の内に水腫脹満に罹る者が毎年 4~5 名おり、治療の効果もなく住民は悲嘆に暮れています。地元に開業医もありますが、病気の発生原因は分かりません。小松組は僅か 60 に満たない戸数ですが、組の東西には患者発生がなく、25~6 戸の中央部に発生しています。水や土が身体に不適であるためか否か、今日に至るも原因は不明であり住民の困苦不忍視状況です。全村の略図に該病の発生地を示しましたので、実地検査の上御指揮下さるようお願いします』という訴えの内容は残されている。

この訴えに対し県衛生課は、同 8 月 27 日付け衛乙 460 号で『水腫脹満と言ふ名称は形状によるものなので症状がはっきりしない。患者を診察した医師の病状書を提出するよう』東山梨郡役所を通じて通知している。

その後この問題は放置されるが、春日居村は、明治 17 年 (1884) 2 月 20 日付けで県令あてに上申書を提出し、『御指揮願いの際には患者がいなかったため今日に至ったが、現在 1 名の患者が発生したので是非とも至急実地検査をして戴きたい』と訴えた。さらに、同日付けで同紙あるいは同封の別紙に『御出頭の節は県病院の医師に患者を診断して戴きたい』旨の追上申がなされている。また上申書には、2 月 26 日付けの東山梨郡役所から県衛生課宛てに第 25 号の進達が添えられている。

加藤 (1940) は、この時に患者の病状記が添付されていたと記しているが、相当する文書は残されていない。

資料 3 は、春日居村の小沢八十吉から衛生委員宛に、実父平右衛門の診断願いとして提出された。訴えには『昨年 5 月より発病し、近所の医師の診察を受け服薬療養しましたが良くなりません。身体が腫れ水腫脹満ではないかと思いますが、貧しいため名医の良薬を求めることもできません。このままでは日増しに重症となるばかりですので、何卒至急県病院の診察を受けられるよう懇願致します』と訴えられている。患者平右衛門は前年の発病であり、上申書には「1 名の患者が発生したため」とあることから、この患者の発生をもとに上申書が書かれたと考えられる。しかし、「御診断願い」は、明治 17 年 2 月 26 日上申書の 6 日後に書かれている。

おそらく、郡役所が上申の進達 (第 25 号) を添える段階で、患者の実子 (戸主) から衛生委員への嘆願書という形に文書を整え、あるいは整えるよう指示し、上申書、追上申書と共にこの「御診断願い」を提出したのではないかと推測される。

表2 新資料と御指揮願い以降の経過

年月日	文書名	内 容	発信者	宛 先
M 7. 8.15	水質検査願い	○ 資料1. 参照	下高砂村戸長 土橋幾野右衛門	県令 藤村紫朗
M 7.11.30	移住願い	○ 資料2. 参照	戸長総代 井上豊吉 井上文左エ門	県令 藤村紫朗
M14. 8.27	御指揮願い	毎年水腫脹満の患者が発生して住民は悲嘆に暮れているので、実地検査により原因を究明して戴きたい。	衛生委員 春日居村戸長 飯島邦寧 田中武平太	県令 藤村紫朗
M14. 8.27	衛乙 460号	訴えだけでは症状が判然しないので、医師の診断書を提出するように。	県 衛生課	東山梨郡役所
M17. 2.20	上申書	患者が発生したので至急実地検査をして戴きたい。	衛生委員 戸長 小川敬英 田中武平太	県令 藤村紫朗
M17. 2.20	追上申書	実地検査の際、県病院の医師に患者を診察願いたい	同 上	県令 藤村紫朗
M17. 2.26	御診断願い	○ 資料3. 参照	患者実子 小沢八十吉	衛生委員 飯島邦寧
M17. 2.26	第 25号	水腫脹満病発生につき病因探求の実地検査について上申があったので進達する。	東山梨郡役所	県 衛生課
M17. 3.15		(係官による実地検査実施)		
M17. 3.18	復命書	患者: 滋養不給による腹水である。濁水故水質検査は後日実施する。聞き取りによると病因は当地にあると考えられるが、今後の調査のため腹水病調査手続きを定める。	六等属 桑原道貞 御用掛 大橋辰	県令 藤村紫朗
M17. 3.22	病状略記	詳細な臨床症状の記述あり、原因是飽食、運動過度、消化機能障害による。	筆者不明(大橋辰)	(県令 藤村紫朗)
M17. 5.(3)	衛生試験上申書	○ 資料4. 参照	春日居村衛生委員	県 衛生課
M19. 1.18	衛第 7号	水腫病の原因是湧水の水質不良のためと聞いていますが間違いありませんか。	東山梨郡役所	県 衛生課
M19. 2. 3	衛生景況	飲料水、清潔法、結婚法などの弊害を指摘し、水腫病の原因を飲水のアンモニア、有機物と推定した。	三等軍医 石井良斎	県令 藤村紫朗
M19. 3.10	衛第 131号	飲料水の水質不良の件は、陸軍軍医石井良斎よりの報告であるが、本課が再調査する。	県 衛生課	東山梨郡役所
M19. 5. 5		(飲料水実地検査)		
M19. 5.10	復命書	なんら不良な点なし。石井の結果と異なるので再検査が必要。	六等属 桑原道貞	県令 藤村紫朗
M19.12.20	復命書	本年5月の検査より一層善良。	県病院薬局長 蓮井宗吉	(県令 藤村紫朗)
M.19.12.-	衛第 794号	再検査の結果、飲用差し支えなし。水腫病が水質不良に原因するという説は信用できない。	県 第二部第三課	東山梨郡役所 第一課
M20. 2.10	上申書	水腫病の原因是飲水ではないとの御鑑定ですが、小松組では10人中3~4人が水腫病に罹っています。住民は困り果てているので原因をはっきりさせて下さい。	春日居村 戸長 他一ヶ村 三枝孝作	知事 藤村紫朗
M20. 2.20		病原探索のため現地調査実施(臨床検査、検便)		
M20. 5.12	復命書	病原は体内にあると推測し、検便の結果十二指腸虫卵を認め、これを地方病の原因であろうとした	県病院長 長町耕平 知事 山崎直胤	

○:新資料, 加藤龍雄(1940):「山梨県に於ける日本住血吸虫病研究の沿革と予防対策」より

衛乙 460 号の達が、2 年以上経過した上申書提出時に有効であったか否か疑問であったが、資料 3 の発見により、提出されたであろう病状書は、達にあるような患者を診察した地元医師の手になるものではなく、嘆願書の形で提出された「御診断願い」であったと考えられる。

この訴え以上に詳細な病状書が書かれ、上申書に添付された可能性も残されるが、原因不明の病気であったためか、公文書の故か地元医師の存在感は希薄である。

詳細な病状が記された「病状略記」(加藤は本調書記述者の身分氏名不詳なるを遺憾とすと注記している)の日付は、明治 17 年 3 月 22 日であり、3 月 15 日の現地調査後に書かれたと判断される。また、表 2 に示した前後の事情から、この「病状略記」は実地調査を行った県病院の医師によって書かれたと考えるのが妥当であろう。

「山梨県立中央病院史」(1982)によると、桑原道貞は、医員かつ衛生課御用掛として明治 13 年には御膳用水の水質検査を行っており、明治 19 年 5 月に実施された水質検査も手掛けている。大橋辰は、明治 8 年に県病院院長に就任し、明治 17 年退職と同時に御用掛に任命されている。この両者が、明治 17 年 3 月 18 日付の実地調査復命書の筆者であることを考慮すると、この「病状略記」は大橋辰によって書かれた可能性が高い。

また、これが発病の原因のみを簡単に触れただけの復命書を捕うものとして書かれたと仮定すると、署名等が無いことも理解できるのではないか。

資料 4 衛生試験上申書

前資料と同様、山梨県立図書館に郷土資料として保存されていたものである。

表 2 に見られるように、上申により同年 3 月 15 日の実地検査において患者の診察が行われたが、降雨後の濁水のため水質検査は後日実施することとなった。資料 4 は、明治 19 年 5 月に春日居村衛生委員から県衛生課に対し『旧小松組に水腫脹満患者が出たことで、本年 3 月には早速実地検査をして戴きましたが、その際口達された内容を別紙に記し、また水壠塙づつを添えましたので検査をお願い致します』と上申したものである。また別記には、腹水病調査手続きに定められた人口、年齢分布、職業、貧富の割合、常食が箇条書きされているが、残念なことに当時の患者発生状況は記されていない。

表に見られるように、明治 19 年には軍医石井良斎による飲料水の水質不良の報告、県衛生課による報告の否定、再検査、水腫病が水質不良に起因するという説は信用できないと断定する再否定など、頻繁に飲料水検査が実施されている。

しかし、明治 17 年 3 月の実地試験の復命書以降、明治 19 年に至る間の動向は全く不明であったが、資料 4 は、その後の空白を埋める文書である。検査結果に関する文書は残されていないが、その後の動向からもなんら特異な結果は得られなかったと考えられる。この資料は、明治 17 年 5 月に春日居村内数カ所の水が検査されたこと、人口 331 人（年齢区分による人数は 329 人であり、単なる数値の誤りか、農業以外の職業の人が居たのか、戸を構えない人が居たのかは不明）の小松組住民の生活の一端を知る手がかりとなる資料である。

明治 20 年 2 月、春日居村は県による飲料水原因説の否定を受け、『水腫病の原因をはっきりさせて下さい』という上申書を提出した。現地調査を行った県病院長町耕平は、患者の糞便から十二指腸虫卵を検出し、新たに寄生虫病因説を表明した。

患者体内に病原があるのではないかという長町の考えは、その後幾多の研究者による探求を経て日本住血吸虫発見に到達するが、しばらくの間、飲料水原因説と寄生虫病因説は共存することになる。

ま と め

- 1 今回の資料収集の過程で、資料 1 および資料 2 の存在が明かになったことにより、本県「地方病」の歴史の第一ページは明治 14 年から明治 7 年に書き直されることになった。
- 2 これら二つの資料、中でも宮沢村の切迫した状況は、春日居村以上であったと考えられるが、なぜか今まで地方病史の表面に現れなかった。
これらの案件がその後どのように処理されたのかは、今後の検討課題である。
- 3 今回検討した明治 20 年以前の訴えは、いずれも本病の原因と飲料水との因果関係を疑がっており、この考えが住民間に根強く浸透していたことを推測させる。
飲料水に対する疑いは、当時の医学全体が発展途上にあったことと相まって、病原が確定された後には経口感染の可能性へと発展し、特に本県において長期間検討される下地となつた。
- 4 資料 3、4 は、従来の資料を補足するものとして貴重な発見であった。

謝 辞

新資料の解読にあたって、本研究所の堤充紀研究管理幹に多大なご助力を戴いたことを記して深謝いたします。